

令和7年度奈良県広報担当VTuberプロモーション業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、令和7年度奈良県広報担当VTuberプロモーション業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和7年度奈良県広報担当VTuberプロモーション業務

(2) 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 委託上限額

9,790千円(税込み)

3 応募資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中ではない者であること。

4 スケジュール

・質問受付期限	令和7年4月11日(金)午後4時必着
・質問に対する回答	令和7年4月15日(火)
・参加申込書の提出期限	令和7年4月21日(月)午後5時必着
・参加申込書の調整期日	令和7年4月25日(金)午後5時必着
・企画提案書等の提出期限	令和7年5月8日(木)正午必着
・プレゼンテーション審査	令和7年5月中旬
・結果通知	令和7年5月下旬

5 応募手続き

(1) 担当課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県総務部知事公室 広報広聴課 デジタル広報係
TEL:0742-27-8056 FAX:0742-22-6904
e-mail:official_vtuber@office.pref.nara.lg.jp

(2) 事前説明会

行わない。

(3) 質問の受付・回答

本業務に関する質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期限 令和7年4月11日（金）午後4時まで

イ 受付方法 質問書（様式1）に質問事項を記載のうえ、電子メールにより提出すること。なお、必ず電話にて送信した旨の連絡をすること。

ウ 回答方法 質問及び回答を取りまとめ、担当課ホームページに掲載する。

※掲載予定日：令和7年4月15日（火）

※質問者への個別の回答は行わない。また、質問者名は明示しない。

(4) 参加申込書類の提出

ア 提出期限 令和7年4月21日（月）午後5時（必着）

イ 提出方法 本要領5（1）に持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、受付時間を午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて上記提出期限までに必着のこと。

ウ 提出書類 （ア）参加申込書（様式2）

（イ）参加申込者概要書（様式3）※会社概要等があれば、添付すること。

エ 調整期日 提出書類に対する確認において、書類の再提出を指示された場合は、参加申込書の調整期日までに提出すること。

オ 参加資格の審査結果通知

参加申込書を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、公募参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、公募参加資格がない旨及びその理由を令和7年4月25日（金）以降、メールにより通知します。

(5) 企画提案書等の提出

企画提案に参加する者は、以下の企画提案書等を提出すること。

ア 提出期限 令和7年5月8日（木）正午（必着）

イ 提出方法 本要領5（1）に持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、受付時間を午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、最終日は午前9時から正午までとする。郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて上記提出期限までに必着のこと。

ウ 提出書類

（ア）企画提案書表紙（様式4）

（イ）企画提案書（任意様式）

- ① 目次（本文の項目及び頁を記載すること）
- ② 本文（業務内容に応じて具体的に提案すること）
- ③ 業務実施体制（任意様式）
- ④ 業務実施体制における担当責任者の実務経験等（様式5）
- ⑤ 業務実施スケジュール（任意様式）
- ⑥ 類似業務受注実績（様式6）
- ⑦ 見積書（任意様式）

※本企画提案の内容に関する全ての費用を算定・計上すること。

積算内訳書は一式計上ではなく、積み上げ方式とすること。

（ウ）企画提案に関する留意事項

仕様書の目的及び内容を踏まえ、以下に掲げる項目を含め総合的に提案すること。

- ① 動画の制作等については、具体的なテーマ案を設定したうえで、制作する体制や制作方法、配信計画等を提案すること。
なお、必要であれば、サンプル動画を提出することも可能。また、県と受託者の役割分担について明確に提案すること。
- ② 新規イラストの制作等については、制作計画及び具体的に衣装・動き・表情・ポーズの違うパターンを提案すること。

- ③ 奈々鹿Xの投稿については、現状分析の手法や投稿計画を具体的に提案すること。
- ④ YouTube チャンネルの効果的な広報宣伝については、適切な KPI を設定した上で、その KPI を達成できるような具体的かつ実効性のある提案をすること。
- ⑤ 県への支援内容について具体的に提案すること。

エ 提出書類作成上の注意事項

- (ア) 提出部数は、6 部（正 1 部、副 5 部）。
- (イ) 正 1 部については、社名や責任者、担当者名等を記載すること。副 5 部については、会社名及び会社名を類推できる表現を入れないこと。
- (ウ) 表紙と目次、類似業務実績、見積書を除き、ページ番号（連番）を付けること。
- (エ) 表紙の提案者番号の枠は空白のままとする。
- (オ) 本調達の仕様書をもとに契約書添付の仕様書を作成するが、本県の判断で受託者の提案書の内容を盛り込むことがあるので、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。

(6) 企画提案の無効

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

- ア 応募資格の無い者が提案したとき
- イ 所定の期限及び提出先に企画提案書を提出しないとき
- ウ 企画提案募集に対して、2 件以上の提案をしたとき
- エ 企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき
- オ 提案に関連して談合等の不正行為があったとき
- カ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- キ その他不正な行為があったとき

(7) 辞退届の提出

企画提案参加申込書を提出した後、企画提案書を提出しない場合は、担当課へ電話連絡のうえ、令和 7 年 5 月 8 日（木）正午（必着）までに辞退届（任意様式）を持参、郵送又はファクシミリにより提出すること。なお、ファクシミリで送付する場合、必ず電話にて送信した旨の連絡をすること。

6 企画提案書等の審査及び結果の公表

- (1) 審査は、令和 7 年 5 月中旬に行う。（詳細については企画提案参加申込書類の提出があった者に別途通知する。）

(2) 選定審査委員会の設置

「令和 7 年度奈良県広報担当 VTuber プロモーション事業委託業者選定審査委員会」（以下「選定審査委員会」という。）を設置し、受託者を選定する。選定審査委員会は、次の事務を所掌する。

- ア 企画提案書等の審査及び評価を行い、最適な受託者を選定する
- イ その他プロポーザル方式の実施に必要な事務

(3) 審査基準

審査に当たっては、別記の審査項目、審査内容、配点により総合的に評価する。

(4) 審査方法

- ア 企画書等をもとにプレゼンテーション及び質疑応答を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及び質疑応答に先立ち書類選考を行う場合がある。また、追加資料等の提出は認めない。
- イ プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。

(5) 最優秀提案者の選定

企画提案内容を評価基準に基づき審査、評価し、評価項目ごとに点数化する。選定審査委員会の各委員の採点結果（評点数）を合計した点数を提案者の得点とし、得点が最も高い者を最優秀提案者として選定する。ただし、各委員の評点数が 6 割以上でなければならないこととする。

また、企画提案者が 1 者の場合は、各委員の評点数の合計点数が 6 割以上で、かつ審査委員会の合議により認められたものについては、当該提案者を最優秀提案者として選定することができる。

(6) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、受託事業者の選定後、速やかに企画提案者全員に書面で通知するとともに担当課ホームページにて公表する。公表については、業務名、最優秀提案者、得点等を掲載する。ただし、最優秀提案者以外の業者名は公表しない。

7 契約に関する事項

(1) 前記6(5)により最優秀提案者として選定された事業者が受託事業者の候補者となり、契約締結の協議を行うことになるが、協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合又は最優秀提案が取消しとなった場合には、その事業者との契約を行わず、次点の事業者と協議を行う場合がある。

(2) 企画提案において、修正すべき事項がある場合には、県と受託事業者との協議において内容を追加、変更又は削除を行うことがある。

(3) 契約締結の協議にて合意に達した後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

(4) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書きの規定に該当する場合は免除する。

(5) 電子契約の可否

(1) 可とします。

(2) 電子契約を希望する場合は、電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式7)を5の(4)で示す参加申込書とあわせて提出してください。

(6) 契約先候補者が契約の締結までに次の要件のいずれかに該当すると認められるときは、本業務に係る契約を締結しないものとする。また、契約締結後、契約の相手方が次の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。(契約解除した場合、損害賠償義務が生じる。)

(要件)

ア 役員等が暴力団員であるとき

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき

ウ 役員等がその属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

カ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき

キ 下請契約等に当たり、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)において、県が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき

ク 県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき

審査基準

審査項目		審査内容	配点
1. 業務の理解度 (10点)	目的・内容	・本業務の目的・内容を十分に理解した具体的かつ実効性の高い総合的な企画提案がなされおり、若年層への訴求力や県政への認知・理解の向上が期待できるか。	10
2. 業務内容 (75点)	(1) 動画の制作	・県の考える業務内容を反映できているか。 ・若年層に訴求できるような企画、構成、内容等が提案されているか。	35
	(2) 新規イラストの制作等	・新規イラストやWEBデザイン等は県が有効に活用できるような内容となっているか。	5
	(3) 奈々鹿Xの運用	・KPI達成に向けた道筋が明確に示されており、実現可能な提案がなされているか。 ・企画や頻度、投稿内容等が具体的で効果的な提案となっているか。	20
	(4) その他	・YouTubeチャンネルの動画の再生回数等について、適切なKPIを設定し、達成するためにYouTube上で行う効果的な広告手法について提案されているか。 ・県への支援や助言に関する内容等が適切かつ十分なものであるか。	15
3. 業務遂行能力 (15点)	(1) 業務実施体制	・業務を円滑に実施するための経験と体制を有しているか。	5
		・業務スケジュールが明確で実現可能であるか。	5
	(2) 経費妥当性	・見積書は適切か(見積の価格点)	5
合 計			100